

西宮市就学奨励金給付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市就学奨励金規則（平成20年西宮市教育委員会規則第10号。以下「規則」という。）第7条に基づき、就学奨励金の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 規則第1条に定める経済的理由により就学困難な児童、生徒及び就学予定者の保護者等とは、給付を受けようとする年度に次の各号のいずれかに該当する者（同居人及び同一生計の者を含む）とする。ただし、特別支援学級に在学する児童及び生徒の保護者等については、第1号、第7号又は第8号のいずれかに該当する者（同居人及び同一生計の者を含む）とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項の規定による要保護者
- (2) 西宮市市税条例（昭和25年西宮市条例第15号。以下「市税条例」という。）第18条の規定により市民税が非課税である者
- (3) 市税条例第34条第3号の規定により市民税が減免されている者
- (4) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第88条の2、第89条、第90条、第90条の2（ただし、第3項を除く）及び第90条の3の規定により国民年金保険料の免除を受けている者
- (5) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の規定する児童扶養手当を受給している者
- (6) 西宮市国民健康保険条例（昭和37年西宮市条例第15号）第22条の規定により国民健康保険料の減免を受けている者
- (7) 教育長が第1号に規定する者に準ずる程度に困窮していると認める者
- (8) 前7号に定める者のほか、教育長が特に必要があると認める者

(給付の種類)

第3条 規則第2条第2項に定める給付の種類は、別表第1のとおりとする。ただし、生活保護法第13条の規定による教育扶助を受給している者が受けられる給付の種類は、別表第1の4の項、7の項及び10の項とする。

2 別表第1に定める給付の金額は、年度毎に教育長が別に定める。

第4条 規則第3条に定める給付の期間中であっても、規則第5条の規定により就学奨励金の給付認定を受けた保護者（以下、「認定保護者」という。）の児童又は生徒が次の各号のいずれかに該当するときは、教育長は当該事由の発生した日をもって就学奨励金の給付を終了する。

- (1) 認定保護者の児童又は生徒が死亡したとき
- (2) 認定保護者の児童又は生徒が西宮市立小学校・中学校及び義務教育学校から転退学したとき（兵庫県立芦屋国際中等教育学校前期課程に在学する生徒の場合は本市外に転出したとき）
- (3) 認定保護者の児童又は生徒が児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の交付対象となったとき

(異動)

第5条 認定保護者は、就学奨励金を必要としなくなったときは、直ちに学校長を通じて教育長に当該事項を届け出なければならない。

2 教育長は前項の届出があった場合、規則第3条に定める給付の期間中であっても、届出があった日の属する月の末日をもって就学奨励金の給付を終了する。

(申請手続)

第6条 規則第4条第2号に定める経済的状況を証明する書類は、別表第2のとおりとする。
(給付の決定)

第7条 規則第5条第1項に定める認定基準は、原則として年度毎に教育長が別に定める。
(交付の方法)

第8条 規則第6条第3項に規定する別に定める方法のうち、別表第1の9の項の給食費については、市長からの請求を受け振り替えるものとし、10の項の学校病医療費については、学校長を経て医療機関等の請求を受け当該医療機関等に支払うものとする。
(教育長への委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

この要綱は、令和2年5月11日から実施し、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和2年6月22日から実施し、令和2年6月1日から適用する。

この要綱は、令和4年4月1日より実施する。

この要綱は、令和5年1月1日より実施し、令和4年4月1日より適用する。

この要綱は、令和5年4月1日より実施する。

この要綱は、令和5年5月1日より実施し、令和5年4月1日より適用する。

この要綱は、令和5年6月1日より実施し、令和5年4月1日より適用する。

この要綱は、令和5年7月19日より実施し、令和5年4月1日より適用する。

この要綱は、令和6年4月1日より実施する。

別表第1（第3条関係）

区分	項目	内容
1	学用品費	児童又は生徒が通常必要とする学用品の購入費
2	校外活動費	児童又は生徒が校外活動（教育活動の一環として行う校外行事で、修学旅行を除く）に参加するため直接必要な交通費、見学料及び学校行事として行われる芸術鑑賞に必要な費用
3	泊を伴う校外活動費	児童又は生徒が宿泊を伴う校外活動（自然学校を除く）に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料（ガイド料及びしおりの代金含む）、記念写真の代金、医薬品の代金、旅行保険料、旅行中の食事の代金、寝具借料及び奉仕料
4	修学旅行費	児童又は生徒が修学旅行（小学校・中学校又は義務教育学校を通じてそれぞれ1回に限る）に参加するため直接必要な費用（対象をなす費用は、泊を伴う校外活動費に準ずる）
5	通学費	片道の通学距離が4km以上の児童又は6km以上の生徒及び特別支援学級に在学する児童及び生徒（特別支援学級在学の小学校・義務教育学校3年生以下の児童に関しては、付き添う保護者も含む）の最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場

		<p>合の交通費</p> <p>通常学級に在学する児童及び生徒については、交通機関の1箇月定期券の額とする（8月は除く）</p> <p>特別支援学級に在学する児童及び生徒については、交通機関の場合は実費額、自家用車の場合は1kmあたり40円の実費相当額とする</p> <p>あすなる学級・民間施設への通級・通学にかかる通学費については、交通機関の場合は実費額、自家用車の場合は1kmあたり40円の実費相当額とする（週2日以下のあすなる学級・民間施設の定期券代、通常学級に在学する児童及び生徒の自家用車での通学費は除く）</p>
6	新入学用品費	小学校・中学校又は義務教育学校に入学、義務教育学校7年生に進級するにあたって、通常必要とする学用品及び通学用品の購入費
7	卒業諸費	小学校・中学校又は義務教育学校の卒業、義務教育学校前期課程の修了関係経費（卒業アルバムの代金等）
8	転入学用品費	中学校又は義務教育学校後期課程に転入学するにあたって、通常必要とする学用品又は通学用品の購入費（同一校への再転入は除く）
9	給食費	学校給食に要する経費
10	学校病医療費	学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174条）第8条に定める疾病の治療に要する費用

別表第2（第6条関係）

給付対象者	申請の理由	証明書類
第2条第1号	生活保護の要保護者	生活保護証明書等
第2条第2号	市民税の非課税	市民税・県民税課税証明書
第2条第3号	市民税の減免	市民税・県民税納税通知書
第2条第4号	国民年金保険料の免除	国民年金保険料免除申請承認通知書又は 国民年金保険料学生納付特例申請承認通知書
第2条第5号	児童扶養手当の受給	児童扶養手当証書
第2条第6号	国民健康保険料の減免	国民健康保険料通知書兼納付書又は 国民健康保険料確認書
第2条第7号	困窮状態にある	市民税・県民税課税証明書等
第2条第8号	特に必要がある	特別な事情を証明できる書類